

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (今後の運動・文化部活動について)

令和 2 年 5 月 2 5 日
宮 崎 県 教 育 委 員 会

今後の運動・文化部活動については、5月14日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」の『宮崎県立学校における新しい生活様式』を徹底した上で「宮崎県運動・文化部活動の活動時間及び休業日の設定等に関する方針」に沿って活動を行うものとする。

1 身体接触を伴う活動について

身体接触を伴う活動については、感染症対策を特に留意した上で実施を可とする。

2 令和 2 年 6 月以降の部活動について

段 階	期 間	活 動 等
第 1 段 階	6 月 1 日 (月) ～ 6 月 7 日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内外の他校との交流（合同練習や対外試合）は行わない。しかし、施設が限られる競技や人数不足により日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。 ○ 活動場所は、県内であれば特に制限しない。
第 2 段 階	6 月 8 日 (月) ～ 当面の間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において、県内他校との交流（合同練習や対外試合）を認める ○ 活動場所は、県内であれば特に制限しない。

※ 宿泊を伴う活動は行わないこと。なお、宿泊を伴う活動や県外他校との交流については、今後の状況により判断し通知する予定。

《具体的な留意事項》

- 1 可能な限り感染症対策を行った上で活動を行うこと。
- 2 練習前の健康状態（検温、発熱等の風邪症状の有無等）を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 3 運動不足となっている生徒もいると考えられるため、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の体力の状況等を確認しながら、段階的な練習計画を立て実施すること。
- 4 部室等の利用にあたっては、短時間での利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。
- 5 活動中はこまめに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- 6 部活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けること。共用を避けるのが難しいものについては、使用后手洗いをするように指導するとともに使用した用具や物品については消毒を行うこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。
- 9 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせること。

※ 県内外の感染状況によっては対応を見直すこともあり得る。